

# 川崎市調査票点検担当からのお知らせ VOL.7



令和3年11月より川崎市様から要介護認定事務業務を受託した(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンターです。川崎市様と協同して認定調査票の適正化や効率的で効果的な業務の遂行に取り組んでまいります。

川崎市より委託を受けられている調査員様へ、認定提出前にご確認頂きたい内容をお知らせ致します。

## 調査票提出時の確認事項

- ・調査対象者の内容で間違いはないか(別人のものではないか)
- ・基本調査票の選択に漏れがないか
- ・特記事項の文章が切れていないか
- ・特記事項の内容に個人を特定できる情報の記載がないか(対象者氏名、生年月日、住所等)

上記の項目をご確認の上、調査票をご提出頂きますよう、お願い申し上げます。

### ●状態変化等の認定調査の実施時期について

原則として、1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を終了することとしているが、1回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した時には、その場では認定調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し認定調査を行う。

(認定調査員テキストP6より)

調査対象者様の心身の状態によっては、「能力」「介助の方法」等の評価が難しい場合があるため、調査時期の適正な判断をお願いいたします。

調査の日程調整時に、入退院直後等の体調や生活状況が安定していない場合には、各区・地区の介護認定担当までご相談下さい。

### 【お問い合わせ時の確認事項】

調査員様へのお問い合わせの際は弊社担当者が「川崎市、調査票点検担当の〇〇です。」と名乗ります。個人情報保護の観点から調査対象者の「苗字」と「調査日」をお伝えしますので、「氏名(フルネーム)」と「被保険者番号」をお答えください。

## 特記事項について

認定調査票の点検時によく見られている定義や選択肢の選択基準の誤りについて、以下に記載しております。特記事項のご記入の際に、留意して頂きたい内容となっておりますので、ご確認の上、認定調査票作成にお役立てください。

### ●例文1

3-4 短期記憶「できない」

3品のうち、2品は答えることが出来たが、残りの1品は答えられなかった。

3品確認の方法が異なります。



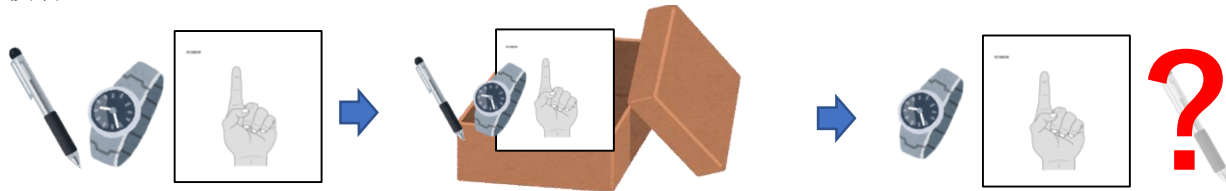
正しい確認方法は裏へ・・・

正しい確認方法は・・・

① 3品見せ、何があるか復唱させる

② 見えないところにしまい覚えてもらうよう指示する

③ 5分以上してから2つ提示し、提示されていないものは何か答えてもらう



### 3-4 短期記憶の調査上の留意点

① 面接調査直前または当日に行ったことについて具体的に答えることができれば、「1.できる」を選択する。

② 上記の質問で確認が難しい場合は、「ペン」、「時計」、「視力確認表」を見せて、何があるか復唱をさせ、これから3つの物を見えないところにしまい、何がなくなったか問うので覚えて置くように指示する。5分以上してからこれらの物のうち2つを提示し、提示されていないものについて答えられたかで選択する。

③ 調査当日の状況と調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。

#### ● 例文2

4-13 独り言・独り笑い「ときどきある」

壁に向かって一人で話しかけていることが、時々あるので、「ときどきある」を選択。

「ときどきある」の選択基準は・・・

少なくとも1か月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合をいいます。

CHECK!

✕ 時々あるから「2. ときどきある」を選択、ではなく...

○ 週1回以上ある場合は「3. ある」

○ 月1回以上、週1回未満の頻度である場合は「2. ときどきある」

#### ● 例文2の内容では、具体的な頻度の記載がありません。

「ときどき」「頻繁に」のように、人によってイメージする量が一定でない言葉を用いることは平準化の観点から望ましくありません。平均的な出現頻度について週に2、3回というように数量を用いて具体的な頻度の記載をお願い致します。（認定調査員テキストP19より）

### 評価軸が「有無」の項目（3-8.9、4群、5-4）の選択基準

#### 【1. ない】

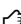
- ・ その問題となる行動が、過去1か月間に1度も現れたことがない場合やほとんど月1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- ・ 意識障害、寝たきり等の理由により、その問題となる行動が現れる可能性がほとんどない場合も含まれる。

#### 【2. ときどきある】

- ・ 少なくとも1か月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合をいう。

#### 【3. ある】

- ・ 少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。

バックナンバーはこちら  検索ワード：「川崎市 認定調査業務委託事業者の皆様へ」

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000133882.html>